

工場の名称	
-------	--

煮干魚類の日本農林規格格付規程

第一章 総則

(趣旨)

第1条 当工場が日本農林規格等に関する法律(昭和25年法律第175号)(以下「JAS法」という。)に基づき、日本農林規格による格付(以下「格付」という。)は、この規程に定めるところによる。

(格付の表示を行う農林物資)

第2条 当工場が製造(工程の一部を外注したものを含む。)した煮干魚類のうち認証を受けた種類であって、品質の検査(以下「検査」という。)について第三者検査機関に委託し、その検査結果に基づき、格付の表示を行うものとする。

(委託契約を行う第三者検査機関)

第3条 当工場が委託する第三者検査機関は、(一社)全国削節工業協会(以下「全削協」という。)とし、委託契約を締結して行うものとする。

(格付担当者)

第4条 格付担当者は、当社の役員又は社員であって、煮干魚類についての取扱業者の認証の技術的基準(平成12年10月25日農林水産省告示第1344号)に規定する資格を有するものの中から、社長が任命するものとする。

2 格付担当者は、格付のための試料の抽出、送付及び検査、判定並びに表示に関する業務(以下「格付業務」という。)のうち、検査を除く業務を行うものとし、格付担当者以外の者がこれらの業務を行ってはならないものとする。

第二章 格付業務

(検査の依頼)

第5条 格付を行う場合は、全削協に対し、全削協の依頼検査規程第5条に定めるところによる依頼検査申請書及び試料を提出して行うものとする。

(格付業務)

第6条 格付のための試料の抽出は、飲食料品及び油脂についての検査方法(昭和51年11月19日農林省告示第1074号)(以下「検査方法」という。)に定めるところによる。

り行うものとする。

- 2 依頼検査申請に係る荷口の合否の判定は、全削協に委託した依頼検査結果通知書に基づいて、検査方法に定めるところにより行うものとする。
- 3 格付の表示は、日本農林規格に適合していると判定された荷口に属する煮干魚類に、飲食料品及び油脂の格付の表示の様式及び表示の方法（昭和54年8月18日農林水産省告示第1182号）に定めるところにより行うものとし、その記録を保持するものとする。
- 4 格付の表示を付した後出荷するものとし、出荷後トラブルが発生した場合は直ちに原因・状態等を調査し、その軽重により適切な処置を行い、その経過を記載した記録を保持するものとする。

（依頼検査結果通知書等）

- 第7条 格付担当者は、全削協から送付された依頼検査結果通知書を保存するものとする。
- 2 格付担当者は、依頼検査台帳を備え、必要な事項を記載し保存するものとする。

（異議の申し立て）

- 第8条 依頼検査結果に異議のあるときは、全削協会長に、全削協依頼検査規程第9条に基づいて申し立てるものとする。
- 2 前項の異議の申し立ては、前条の通知を受け取った日から起算して3日以内とする。

（JAS表示包装等）

- 第9条 当工場が格付前にあらかじめ、JAS証票を印刷し、又は貼付する包装、容器又はラベル（以下「JAS表示包装等」という。）を使用する場合は、必要に応じて事前に日削協にJAS表示包装等の相談をする。
- 2 日削協に相談した当該JAS表示包装等に係る受払簿を備え、受入れ、使用、ロス等について、その状況及び格付数量との整合性を管理しその記録を保存しなければならない。
 - 3 前項のJAS表示包装等は、印刷発注の都度表示内容を点検し、誤りのないよう確認するものとする。
 - 4 格付後、不適合が判明した場合は、その状態によりJASマーク（JAS証票）の消去（出荷後の場合は回収後）、廃棄等の処置を講ずるとともに、その処置方法を記載した記録を保存するものとする。なお、処置後の状況を記録し、保存しなければならない。

（内部監査）

- 第10条 実施状況の内部監査は、品質管理部門及び格付部門以外の者を工場責任者が指名し、年1回以上実施する。
- 内部監査は、格付の実施が格付規程どおり実施しているかチェックし、監査結果を記録し工場責任者に報告する。

第三章 報告等

(変更届等)

第11条 認証申請書の記載事項の変更等下記事項について、日削協に遅滞なく届出ること。

1 認証申請書記載事項の変更についての届出

ただし、次の事項については、原則として変更前に届出るものとする。

- (1) 製造施設の大幅な変更（品質管理責任者）
- (2) 格付担当者の変更（格付担当者）
- (3) 製造に係る外注契約の変更（品質管理責任者）
- (4) 第三者検査機関の変更（格付担当者）

2 認証に係る煮干魚類の製造の廃止（格付担当者）

3 毎年度6月末日までに、前年度の格付実績の報告（格付担当者）

4 格付に関連して持ち込まれる苦情の処理記録（格付担当者）

5 その他日削協から求められた格付に係る指示（格付担当者）

(外部調査)

第12条 当工場は、格付業務に関し、認証機関（日削協）による調査があるときは、これを受け入れ、協力するものとする。また、認証機関の外部調査において指摘事項があった場合は速やかに改善し、その結果を報告するものとする。